



題字 藤本利夫書

1988年7月9日創刊)
 発行2018年7月1日 <毎月1日発行>
滋賀県民主教育研究所
 〒520-0052 大津市朝日が丘1丁目
 11-3 教育文化会館2F
 TEL & FAX 077-525-5364
 教育110番 077-523-3715
 eメール shiga.minken@gmail.com
 HP: http://shiga-minken.jimdo.com/
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)
 ① ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576
 ② 滋賀銀行本店営業部/普通口座511256
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所

『子どもたちの力でいじめ・自殺克服に
 とどくむ学校・社会を』を活用して、
 いじめに対する共同の教育実践を

滋賀大学教授・滋賀民研所長 岸本 実

2018年の2月に『子どもたちの力でいじめ・自殺克服にとどくむ学校・社会を』を滋賀民研の見解と提言として、発刊しました。2011年10月に大津市内の中学2年生が自ら死を選ぶという痛ましい事件から6年半という歳月が流れました。亡くなられた方への哀悼の意を心より表するとともに、現在も子どもたちが「いじめ」に苦しむ事件が続く状況に対して、私たちは、多くの人々と共に実践と研究を共に進めていく覚悟を持って、この書を発刊しました。遺族と大津市とは、2015年3月に和解しています。代理人弁護士が所属する吉原稔法律事務所が運営するHPサイト「大津中2 いじめ自殺裁判支援〜真相究明と再発防止のために」によると、「この和解により、合計4100万円が被告大津市から原告らに支払われる」こととなりました。和解内容には、「裁判所がいじめの事実を認定し、被害少

年の自殺についての予見可能性、結果回避可能性を認め、大津市に安全配慮義務違反があったと認定し、また、大津市の詳細な謝罪事項、取り組むべき施策事項等」が織り込まれました。なお、元同級生3人と保護者に損害賠償を求めた訴訟は、2018年5月8日に結審し、11月6日には判決が下されます。文部科学省告示の学習指導要領に基づき、小学校では今年度から、中学校では来年度から「道徳の時間」は「特別の教科 道徳」に変更されました。これまでの「道徳の時間」では、「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがちで、現実のいじめの問題に対応できていなかったとして「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」の必要性が唱えられています。フィンランドのいじめ防止プロ

グラムであるSELプログラムは、科学的に有効性が証拠によって示されたプログラムとして国際的に注目を浴びていますが、「考え、議論する道徳」がいじめに対する有効なアプローチになるという証拠は示されるのでしょうか。

いじめにしても、学校にとつて「いじめ問題」への取り組みは待たなしです。いじめやそのメカニズムについて海外や国内の研究や実践から学びながら、足元の学校現場で何が起きているのかに正面から目を向けて、私たちは子どもたちともにも立ち向かうことが求められています。そのためにも、2011年の大津の中学校で何が起ったのかを、事実に基づいて問い続けることが大切です。「滋賀民研の見解と提言」がそうした一歩につながるように学びを広げ、活用いただけることを祈念し、希望しています。

(きしもとみのる)

《 今月の紙面 》

- ・「巻頭言」/岸本実・・・P1
- ・【総会記念講演】憲法を子どもたちに～中高生の主権者としての成長を願って/ 玉木 昌美・・・P2～4
- ・第31回総会概要・・・P5
- ・高校での中国語教育を振り返って/難波淳・・・P6-7
- ・2018年度活動予定&役員・・・